

令和5年度 社会福祉法人平針福社会 事業報告

令和2年以降、私たちの生活に大きな影響を与え続けた新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の2類から5類の位置づけとなり、令和5年度は長く失っていた当たり前の日常を少しずつ取り戻す、大きな一歩を踏み出した一年となりました。

施設運営におきましても、安心・安全な生活及び活動を提供することを前提に、従来実施していた行事を様々な創意工夫を施しつつ再開するなど、各施設が知恵を絞り、利用者が楽しみや生きがいを感じられる施設運営を目指しました。また、生活介護事業所はあと平針及び若杉作業所は、令和5年度より「重度障害者支援加算」を取得し、重度障害者の方に対する適切な支援の確保に努めているところです。

以下、令和5年度の主な事業内容について報告いたします。

1 新型コロナウイルス感染症対策

国や所管庁の方針に基づき、対応しました。

- (1) 基本的な感染対策の実施及び職員のワクチン休暇制度を継続した。
- (2) 事業継続計画に基づく研修、訓練等を実施した。
- (3) 利用者・職員に感染者が発生した場合は、法人本部に情報を集中させ、状況の把握及び適切な施設運営に努めた。

2 障害福祉サービスの充実

法人の経営理念を再確認し、サービスの充実に努めました。

- (1) 強度行動障害など重度障害者の受入れと支援内容の充実に努めた。
- (2) 障害者への虐待防止及び身体的拘束等に関する委員会を開催し、権利擁護の見識を深める研修を実施した。
- (3) 相談支援事業所と法人内事業所との連携強化に努めた。
- (4) 就労継続支援B型事業所（みーる平針）の工賃向上を目指した。

- (5) 施設経営の健全化に向け、法人運営会議にて、各施設の経営面の現状及び課題について議論するなど、経営改善の方策を検討した。
- (6) 感染症及び災害への対応力を強化するため、各施設において「事業継続計画」に基づく研修等を実施した。

3 コンプライアンス・ガバナンスの強化

(1) 職員処遇の改善

令和5年度より処遇改善加算Ⅰを取得し、パートタイム職員を含む全職員の月額賃金及び一時金（年2回）支給による処遇改善を実施した。

(2) 法人体制の充実及び強化

- ① 理事長・常務理事及び各施設管理者等で構成する「法人運営会議」を毎月開催し、法人の諸課題について議論した。
- ② 令和5年10月施行のインボイス制度に対応するべく、本会担当職員と会計事務所、また事務担当者間で、制度の再確認と共通認識を持つ打ち合わせの場を設け、正確な会計処理に努めた。

4 理事会、評議員会等の開催

別紙のとおり、理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会を開催した。